

見守り 新鮮情報

事例1 クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、**明細**はアプリなので面倒で**見ていなかった**。確認すると、**申し込み時からリボ払い**で、100万円近い残額があることが分かった。
(60歳代 女性)

事例2 解約したクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねると「**リボ払い**になっており、支払う必要がある」と言われた。**知らずにリボ払い**になっていたことに納得がいかない。
(70歳代 男性)



意図せぬリボ払い 利用明細は必ず確認

- リボルビング払い（リボ払い）は、利用金額や利用件数にかかわらず、設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。
月々の支払いを一定に抑えられる一方、**支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。**
- 初期設定で支払い方法がリボ払いになっているカードや、リボ払い専用カードもあります。**申し込み時には、よく確認しましょう。
- 利用明細は必ず確認してください。**手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合はリボ払いが考えられます。不審に感じたらすぐにカード会社に確認しましょう。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）
相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットライン **188**
時間 **10時～17時（土日祝も可）**